

# 岐阜県公報

第二千五百二十八号  
平成二十六年三月十一日

(火曜日)

## 目次

### 告示

介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等

の指定

指定介護機関の廃止の届出

指定介護機関の名称等の変更の届出

道路の区域変更

道路の供用開始

保安林の指定予定

### 公示

特定非営利活動法人の設立認証申請

土岐都市計画の図書の縦覧

### 岐阜県告示第百号

## 告示

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇





株式会社	ミック	静岡県藤枝市駿河台二一七 一五	居宅療養管理指導	つくし調剤薬局	笠松店	〇三	羽島郡笠松町田代一九	同
株式会社	ミック	静岡県藤枝市駿河台二一七 一五	介護予防居宅療養管理指導	つくし調剤薬局	笠松店	〇三	羽島郡笠松町田代一九	同
株式会社	いろは	美濃市松栄町五四三	通所介護	デイサービスいろは	美濃市松栄町五四三	同	美濃市松栄町五四三	同
株式会社	いろは	美濃市松栄町五四三	通所介護	デイサービスいろは	美濃市松栄町五四三	同	美濃市松栄町五四三	同
医療法人	悠山会	愛知県名古屋市中区植田一 二一 一六 八 階	通所介護	ファミリア下呂デイサービス	下呂市森二二七三	平成二五・七・二〇		
医療法人	悠山会	愛知県名古屋市中区植田一 二一 一六 八 階	通所介護	ファミリア下呂デイサービス	下呂市森二二七三	平成二五・七・二〇		
医療法人	悠山会	愛知県名古屋市中区植田一 二一 一六 八 階	介護予防通所介護	ファミリア下呂デイサービス	下呂市森二二七三	同		

岐阜県告示第百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関を廃止

した旨届出があつたので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介護事業所等の名称	指定居宅介護事業所等の所在地	廃止年月日
高山医療機器株式会社	〇三	福祉用具貸与	高山医療機器株式会社	〇三	平成二五・三・三一
高山医療機器株式会社	〇三	特定福祉用具販売	高山医療機器株式会社	〇三	同
高山医療機器株式会社	〇三	介護予防福祉用具貸与	高山医療機器株式会社	〇三	同
高山医療機器株式会社	〇三	特定介護予防福祉用具販売	高山医療機器株式会社	〇三	同

有限会社 元 気 六 各務原市新編沼台三

訪問看護 訪問看護ステーションげんき

六 各務原市新編沼台三

平成二五・六・三〇

岐阜県告示第百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関の名称

等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。  
平成二十六年三月十一日  
岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

有限会社 ヒューマンリレ | ショーン

可児市広見八七八

訪問介護

ぎふ介護 各務原

新 各務原市那加桜町一〇五

平成二四・四・一

有限会社 ヒューマンリレ | ショーン

可児市広見八七八

介護予防訪問介護

ぎふ介護 各務原

旧 各務原市蘇原青雲町三五一

同

株式会社 アイランドジー・アイ

新 瑞浪市益見町二一三〇

通所介護

アイランドジー・アイます

新 瑞浪市益見町二一三〇

平成二五・五・三

株式会社 アイランドジー・アイ

新 瑞浪市益見町二一三〇

介護予防通所介護

アイランドジー・アイます

旧 瑞浪市土岐町七三三四

同

株式会社 アイランドジー・アイ

新 瑞浪市益見町二一三〇

通所介護

アイランドジー・アイます

旧 瑞浪市土岐町七三三四

同

旧 瑞浪市土岐町七三三四

通所介護

アイランドジー・アイます

瑞浪市下益見土地区画整理事業地内二二一

同



岐阜県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
県道	春日線	揖斐郡	春日町	日六合	六合	後	前	九〇	二〇〇	七三・二		A B 及び関係する敷地面積の表示を分ける	
						先	後	二四・〇	三〇・八	七三・二	六〇		
県道	春日線	揖斐郡	春日町	日六合	六合	後	前	九〇	二〇〇	七三・二		A B 及び関係する敷地面積の表示を分ける	
						先	後	二四・〇	三〇・八	七三・二	六〇		
県道	春日線	揖斐郡	春日町	日六合	六合	後	前	九〇	二〇〇	七三・二		A B 及び関係する敷地面積の表示を分ける	
						先	後	二四・〇	三〇・八	七三・二	六〇		
県道	春日線	揖斐郡	春日町	日六合	六合	後	前	九〇	二〇〇	七三・二		A B 及び関係する敷地面積の表示を分ける	
						先	後	二四・〇	三〇・八	七三・二	六〇		

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
県道	恵那線	恵那市	笠置町	河合字	江口一五	後	前	二一〇	二〇〇	七三・〇		A B 及び関係する敷地面積の表示を分ける	
						先	後	二五〇	三〇〇	七三・〇	七三・〇		
県道	恵那線	恵那市	笠置町	河合字	江口一五	後	前	二一〇	二〇〇	七三・〇		A B 及び関係する敷地面積の表示を分ける	
						先	後	二五〇	三〇〇	七三・〇	七三・〇		

岐阜県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類		路線名		区 間		区域の変更		敷地の幅員		延長		備考	
県道	恵那線	恵那市	笠置町	河合字	江口一五	後	前	二一〇	二〇〇	七三・〇		A B 及び関係する敷地面積の表示を分ける	
						先	後	二五〇	三〇〇	七三・〇	七三・〇		
県道	恵那線	恵那市	笠置町	河合字	江口一五	後	前	二一〇	二〇〇	七三・〇		A B 及び関係する敷地面積の表示を分ける	
						先	後	二五〇	三〇〇	七三・〇	七三・〇		

岐阜県告示第百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示

する。

平成二十六年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市奥飛驒温泉郷神坂字湯ノソラ大コバ四三九の五、四三九の六

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県飛驒農林事務所及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 申請のあつた年月日 平成二十六年二月十七日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人白山文化の里協力会

三代 表 者 の 氏 名 寺田 澄男

四 主たる事務所の所在地 岐阜県郡上市白鳥町長滝九一番地 瀧宝殿

五 定款に記載された目的 この法人は、少子高齢化が進む白鳥地域を中心に古くから伝承されている歴史と文化を後世に引き継ぐための

事業と地域の活性化に関する事業を行い、白鳥地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

土岐都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

土岐都市計画道路

八・七・二号 駄知線

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び土岐市建設部都市計画課

平成二十六年三月十一日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一號  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりんどびあ十三 岐阜文芸社